


平成28年5月11日

社会福祉法人横手市社会福祉協議会
会長 佐々木 義 広 様

監 事 柴 田 幹 夫 

監 事 堀 江 光 雄 

監 事 佐々木 隆 美 

監査報告書の提出について

私たち監事は、社会福祉法40条及び社会福祉法人横手市社会福祉協議会定款第13条並びに第27条第1項に関連して、下記のとおり決算監査を実施したので別紙のとおり監査報告書を提出します。

記

1. 平成27年度事業報告書(平成27年4月1日～平成28年3月31日)
2. 平成27年度会計報告書(平成27年4月1日～平成28年3月31日)
3. 外部監査報告書(税理士による外部監査及び決算監査時の指摘及び指導事項)

監事監査報告書

私たち監事は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度における理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査いたしました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査実施日

平成28年5月9日～10日(2日間)

2. 監査方法

(1) 業務の執行状況

- ・ 理事会等諸会議議事録、行政機関等への報告書、届出書等の閲覧
- ・ 事業実施状況(事業報告書により計画された事業の実施状況とその内容)

(2) 財産の状況

- ・ 経理規程に定める会計処理状況及び決算整理状況(関係諸帳票確認)
- ・ 経理規程に定める計算書類(財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書)

(3) 外部監査報告書


- ・ 税理士による外部監査及び決算監査時の指摘及び指導事項の確認

3. 監査結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記録と合致しているものと認めます。
- (2) 計算書類は、法令及び定款に従い、収支及び事業活動の状況並びに財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不整の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成28年5月11日

監事 柴田 幹夫 

監事 堀江 光雄 

監事 佐々木 隆美 